

博物館に係る法律の俯瞰

その他にも博物館とかかわりのある法令は多いが代表的なものを挙げた。

資料 5

【社会教育】

○教育基本法

第12条 博物館その他の社会教育施設等による社会教育の振興

○社会教育法

第9条 博物館は、社会教育のための機関

○博物館法

第1条 社会教育法に基づき博物館の設置・運営に必要な事項を定める

第2条 博物館の定義

第3条 博物館の事業

第4条～ 館長、学芸員等

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定める

(→博物館の設置及び運営上の望ましい基準)

(→私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準)

第10条～ 登録博物館

第18条～ 公立博物館

第27条～ 私立博物館

第29条 博物館相当施設

(注：博物館類似施設は規定なし)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 首長の職務権限の特例

【文化芸術】

○文化芸術基本法

第14条 国による地域における文化芸術の振興等

第21条 国による国民の鑑賞機会の充実

第22条 国による高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第26条 国による美術館、博物館の充実のための施策

(→多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のガイドライン)

第27条 国による地域における文化芸術活動の場の充実

【博物館の種類ごとの法律】

【文化財】

○文化財保護法

第53条 公開承認施設

(→文化財公開施設の計画に関する指針)

(→国宝重要文化財の公開に関する取扱要項)

【美術館】

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律

第4条 美術館における登録美術品の公開

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律

第3条 展覧会の補償契約

【美術館や科学博物館】

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

第3条 海外の美術品等(化石等の学術標本を含む)への強制執行等の禁止

【動植物園】

○動物の愛護及び管理に関する法律

第10条 第一種動物取扱業の登録等

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

第48条の4 認定希少種保全動植物園等

【組織】

○文部科学省設置法

第18条 文化庁の任務：文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進、国際文化交流の振興、博物館による社会教育の振興、宗教に関する行政事務を適切に行う

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第9条 文化芸術施設における文化芸術の鑑賞機会の拡大

【設置形態ごとの法律】

【国立】

○独立行政法人通則法

第5条 各独立行政法人の目的は個別法で定める(→文化に関する独立行政法人の個別法)

【公立】

○地方自治法

第244条 公の施設の設置

第244条の2 指定管理者

○地方独立行政法人法

第21条 地方独立行政法人の業務の範囲

(→政令で博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館を規定)

【私立】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第10条、第152条 法人の設立

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第4条 公益認定

【税法】

租税特別措置法 地方税法 など

(参考1) 博物館法の俯瞰

条文の内容は読みやすいように適宜改めた。

【総論】

第1条 この法律は、社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

第2条 この法律の「博物館」は、以下①②を満たすもの。

- ①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料の調査研究をすることを目的とする機関
- ②このうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので登録を受けたもの

第3条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- ① 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する。
- ② 博物館資料を博物館外で展示する。
- ③ 一般公衆に、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う。
- ④ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑤ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行う。
- ⑥ 博物館資料に関する報告書等を作成、頒布する。
- ⑦ 博物館資料に関する講演会等を主催する。
- ⑧ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財の解説書、目録を作成する等一般公衆の文化財の利用の便を図る。
- ⑨ 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動を行う。
- ⑩ 他の博物館等と緊密に連絡・協力し、博物館資料の相互貸借等を行う。
- ⑪ 教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助する。

【職員に関すること】

第4条 博物館に、館長を置く。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

博物館に、専門的職員として学芸員を置く。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連事業の専門的事項をつかさどる。

博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- ① 学士の学位を有する者で、博物館に関する科目19単位を修得したもの
- ② 大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得し、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 文部科学大臣が、前①②と同等以上の学力・経験を有すると認めたる者

【博物館の運営】

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置・運営上望ましい基準を定める。

第9条 博物館は、運営状況の評価を行い、その結果に基づき博物館の運営の改善に必要な措置に努める。

第9条の2 博物館は、運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努める。

【登録】

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）に登録を受ける。

第12条 都道府県の教育委員会は、登録の申請があった場合、審査する。

- ① 博物館資料があること。
- ② 学芸員その他の職員を有すること。
- ③ 建物及び土地があること。
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること。

【公立博物館】

第19条 公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる。

第23条 公立博物館は、入館料その他対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営にやむを得ない事情のある場合、必要な対価を徴収できる。

【私立博物館】

第27条 都道府県の教育委員会は、指導資料の作成・調査研究のため、私立博物館に必要な報告を求めることができる。都道府県の教育委員会は、私立博物館に、求めに応じて、専門的、技術的な指導・助言ができる。

第28条 国・地方公共団体は、私立博物館に、求めに応じて、必要な物資の確保につき援助ができる。

【博物館相当施設】

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、

- ①国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、
- ②その他の施設は都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）が、博物館相当施設として指定したものについて、第27条第2項の規定を準用する。（→指定要件は①資料を整備している、②専用の施設及び設備を有する、③学芸員に相当する職員がいる、④一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、⑤一年を通じて100日以上開館する）

(参考2) 登録博物館のメリット

1. 標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税免除

関税定率法

第15条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から2年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

- 一 国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品…（中略）…その他これらに類する物品

同施行令

第17条 法第15条第1項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 四 博物館法第2条第2項に規定する私立博物館…（中略）…並びに地方独立行政法人法第21条第六号の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館

2. 道府県民税、市町村民税、不動産取得税、事業所税、固定資産税、都市計画税の免除

地方税法により、各種免税制度がある。

- ・ 都道府県民税非課税 （地方税法第25条第1項第2号）
- ・ 市町村民税非課税 （同法 第296条）
- ・ 不動産取得税非課税 （同法 第73条の4）
- ・ 固定資産税非課税 （同法 第348条第2項第9号）
- ・ 事業所税非課税 （同法 第701条の34第3項第3号）
- ・ 都市計画税非課税 （同法 第702条の2第2項）

3. 希少野生動植物種の個体の譲渡し等が可能

種の保存法

第12条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 九 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

同施行規則（譲渡し等の禁止の適用除外）

第5条

2 法第12条第1項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 四 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したものが、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合

4. 予算等の対象

地域と共働した博物館創造活動支援事業：登録博物館、博物館相当施設、公開承認施設、その他文化庁が認める施設が対象となる

博物館を中核とした文化クラスター形成事業：登録博物館、博物館相当施設、公開承認施設、その他文化庁が認める施設が対象となる

都市再生整備計画事業：教育文化施設が対象に含まれ、その中に、登録博物館又は博物館相当施設が含まれる

(参考3) 博物館数等

分野別の博物館数

	計	総合	科学	歴史	美術	野外	動物園	植物園	動植物園	水族館
登録博物館	914	132	68	330	359	10	5	2		8
博物館相当施設	373	23	36	140	94	6	29	9	6	30
博物館類似施設	4,457	318	351	2,861	616	91	59	102	16	43
計	5,744	473	455	3,331	1,069	107	93	113	22	81

社会教育統計中間報告（平成30年度）表37、表45

博物館の館数、学芸員数、入館者の推移

年度	館数（館）		学芸員（人）		年度	一館あたり入館者（人）	
	登録博物館と 博物館相当施設	博物館類似施設	登録博物館と 博物館相当施設	博物館類似施設		登録博物館と 博物館相当施設	博物館類似施設
H14	1,120	4,243	3,393	2,243	H13	104,372	37,971
17	1,196	4,418	3,827	2,397	16	101,721	36,401
20	1,248	4,527	3,990	2,796	19	102,799	36,213
23	1,262	4,485	4,396	2,897	22	101,711	36,761
27	1,256	4,434	4,738	3,083	26	107,437	36,051
30	1,287	4,457	5,035	3,371	29	116,096	38,077

社会教育統計中間報告（平成30年度）報道発表資料表1、表4、表5

博物館の年間入館者の分布

	N =	平成24年度年間入館者数（%）										
		5千人未 満	5千人～ 1万人未 満	1万人～ 3万人未 満	3万人～ 5万人未 満	5万人～ 10万人未 満	10万人～ 20万人未 満	20万人～ 30万人未 満	30万人～ 50万人未 満	50万人～ 100万人	100万人 以上	無回答
全体	2,258	25.3	13.6	23.3	8.5	9.6	8.0	3.3	2.5	1.8	1.0	3.2
総合	109	10.1	8.3	28.4	12.8	20.2	9.2	2.8	2.8	1.8	0.0	3.7
郷土	285	47.7	15.8	23.5	4.9	3.5	1.8	0.4	0.0	0.0	0.0	2.5
美術	473	17.8	12.7	23.7	9.5	12.7	9.5	4.4	2.7	1.7	0.8	4.4
歴史	1,048	30.5	16.4	25.4	8.2	7.9	5.8	1.2	1.0	0.3	0.6	2.6
自然史	92	15.2	15.2	22.8	13.0	12.0	8.7	2.2	3.3	2.2	1.1	4.3
理工	103	1.9	4.9	14.6	14.6	19.4	22.3	12.6	4.9	3.9	1.0	0.0
動物園	43	0.0	0.0	4.7	0.0	2.3	20.9	18.6	25.6	20.9	7.0	0.0
水族館	53	1.9	0.0	3.8	3.8	9.4	15.1	17.0	13.2	13.2	15.1	7.5
植物園	40	7.5	5.0	22.5	10.0	10.0	20.0	10.0	2.5	5.0	0.0	7.5
動水植	12	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0	16.7	25.0	0.0	16.7

日本の博物館総合調査報告書（平成29年3月 公益財団法人日本博物館協会）表4-3-1

(参考4) 劇場・音楽堂等機能強化推進事業の概要

「劇場、音楽堂法等の活性化に関する法律」（平成24年）において、劇場・音楽堂における実演活動、人材養成の強化、実演芸術に触れる機会改善の重要性が指摘されており、

- 公演活動：国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）、国際的な交流の促進（第11条）、地域の実演芸術の振興（第12条）、その際、劇場・音楽堂の相互の連携（第3条第4号）、
- 人材養成：制作者、技術者、経営者、実演家等の養成確保（第13条）、
- 普及啓発：国民の理解の増進（第14条）、あわせて、地域社会の絆の維持強化・共生社会の実現（第3条第8号）、

に関し、その振興を支援。

事業遂行に当たっては、舞台芸術の専門家であるプログラムディレクター・プログラムオフィサーにより、創造性・有効性・妥当性・効率性・持続性に関する評価を実施。

【総合支援事業】

現在、16館を複数年度にわたり支援。

【中核館支援事業】

毎年度の公募により年間200件程度を支援。

- ・ 公演事業
- ・ 人材育成事業
- ・ 普及啓発事業